

発議案第10号

木更津駐屯地へのオスプレイ暫定配備をやめるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月10日

八千代市議会議長 木下映実様

提出者	八千代市議会議員	飯川英樹
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子
	同	三田登
	同	植田進
	同	伊原忠

提案理由

国に対し、木更津駐屯地へのオスプレイ配備をやめるよう強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

木更津駐屯地へのオスプレイ暫定配備をやめるよう求める意見書

昨年12月25日、木更津市長は「5年がめど」としてオスプレイ暫定配備の受入れを表明し、本年2月14日に、5年以内を目標に暫定配備するための5項目からなる合意文書を防衛省と正式に交わした。

しかし、木更津駐屯地にオスプレイ17機が配備されれば年間の飛行回数は約3万回となり、騒音や事故の危険など、木更津市や近隣の地方自治体の基地負担は激増する。さらに、防衛省はオスプレイの訓練が想定される演習場として陸上自衛隊習志野演習場などを挙げている。木更津駐屯地から各演習場へ向かうためには、本市の上空を通過することも避けられないと考えられる。本市は既に習志野演習場の騒音に悩まされており、その上オスプレイの爆音と事故の危険にさらされるようなことは容認できるものではない。

日本にオスプレイを配備する最大の理由は、長崎県佐世保市の陸上自衛隊相浦駐屯地を拠点とする「日本版海兵隊」と言われる水陸機動団との一体運用による九州・沖縄の島しょ防衛のために、近くの佐賀空港に配備するとされたもので、木更津駐屯地へのオスプレイ配備の根拠は崩壊していると言わざるを得ない。

配備先とされる佐賀空港では、近隣住民の根強い反対の声がある上、佐賀県と関係団体が締結した公害防止協定で軍事利用はしないとされており、今後も配備の見通しが立たない状況である。オスプレイは危険な軍用機であり、木更津市にも、全国のどこにも必要ないものである。

よって、本市議会は国に対し、木更津駐屯地へのオスプレイ配備をやめるよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

防衛大臣様